

○上越教育大学情報メディア教育支援センターMyJUENポータルサイト及び 教職員グループウェア情報発信ガイドライン

(平成28年9月30日情報メディア教育支援センター長裁定)

1 趣旨

上越教育大学情報メディア教育支援センター（以下「情報メディアセンター」という。）では、積極的な情報発信を奨励するものであるが、情報発信の内容によっては上越教育大学の社会的評価等に影響を与える場合もあり得る。このガイドラインは、情報メディアセンターが管理するMyJUENポータルサイト及び教職員グループウェアで行う情報発信に際して、留意すべき事項を取りまとめたものである。

2 対象

このガイドラインは、情報メディアセンターが管理するMyJUENポータルサイト及び教職員グループウェアを対象とする。

3 遵守事項

情報発信に当たっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 関連する法令及び学内規則等に従うこと。
- (2) 正確な情報の発信を行うこと。
- (3) 発信する情報についての責任を負うとともに、発信者名又は組織名等の責任の所在を明記すること。

4 禁止事項

情報発信に当たっては、次の各号に該当するものであってはならない。

- (1) 品位を欠くと認められるもの
- (2) 営利を目的とするもの（福利厚生のためのものを除く。）
- (3) 著作権等の他者の知的財産を侵害するもの
- (4) 基本的人権、肖像権・パブリシティ権など他者の権利を侵害するもの
- (5) 特定の個人若しくは団体等を非難し、又は名誉を傷つけるもの
- (6) 他者のプライバシーを侵害するもの
- (7) 虚偽の事項を記載したもの
- (8) 特定の政党又は宗教を支援若しくは中傷することを目的とするもの
- (9) その他情報メディア教育支援センター長（以下「センター長」という。）が禁止と判断したもの

5 修正命令

センター長は、前2項に反する情報発信者に対し当該情報の修正を命ずることができる。ただし、発信者がこの命令に異議のある場合は、センター長宛に異議申立てをすることができる。

6 強制削除

センター長は、前項の修正命令に従わない者の情報発信について、当該情報を削除することができる。また、緊急の場合は、前項の修正命令を行わずに当該情報を削除することができる。なお、強制削除に際して、センター長はその判断理由をポータルサイト等何らかの手段により公に説明するものとする。

7 施行

このガイドラインは、平成28年10月1日から施行する。